

室町期における東海荘園の知行構造

山本隆志

Chigyō System of the Tokai Sho'en in the Muromachi Period

はじめに

- ① 代官知行と守護方関与
- ② 在地荘官層の存在形態
- ③ 浜名神戸の大福寺所領と名本
- ④ まとめと展望

【論文要旨】

室町期荘園は在地領主制展開の場として扱われることが多く、この時期固有の荘園支配のありかたが独自の問題として追求されることはほとんどなかった。本稿はこうした反省のうえに、遠江国浜名湖周辺の荘園・御厨をとりあげて、年貢請負代官の下で、村落・作人と接して活動する荘官（在地荘官）の存在形態を考察対象とし、この時期の荘園支配をどのように支えていたか、という問題を説明しようと試みた。

この時期の荘園は守護制と併存しており、本年貢と守護方課役の全体的調整が荘園の中心になっていたが、現地では代官と在地荘官がこれを担っていた。蒲御厨では公文職に依拠した在地有力層が莊務遂行の慣習化のなかで富を蓄積しており、これを否定する代官応嶋氏と対立した。また大福寺領では、本年貢徴収権をとまなう名本が在地有力層に集積されてゆく。かれら荘官職を集積する階層は、荘園本年貢と増加傾向にある守護方課役の全体的負担を調整するなかで、村落側の利益を代表しつつ、国

人・守護方とも一定程度の接近を進め、次第に村落から離脱して独自の社会権力形成を志向しつつあった。代官請の下で荘園はこのような階層により存続しつづけているのであり、本年貢は守護方課役とともに負担されている。

この在地荘官層は村落レベルの神社祭祀・仏神田知行の慣習的社会関係を自己の権益に転化させているのであるが、その根拠として荘園本年貢納入（取次）を遂行しているものであり、守護方課役の負担も職務化していた。錯綜した支配関係にある荘園を舞台として、それに寄生し再編しつつ、社会的権勢を築いていたのである。

はじめに

室町時代の荘園制は解体期にある、と一般的に理解されているが、その解体のイメージは成立期にくらべて明瞭でない。南北朝期に始まる解体過程のイメージが室町・戦国期までひきづられることが多いのである。この原因は、荘園解体の問題を、在地領主制（地域的封建制）進展の問題として把握するという研究視角にあると思う。荘園解体が、荘園自体の問題として追求されることが少なかったと言えよう。

南北朝内乱を経るなかで、荘園は本所一円領・武家領に編成替えされていき、幕府・守護制と妥協あるいは協調しつつ存続している、⁽²⁾ ことは、学会ではほぼ共通した認識であろう。また具体的問題としては公家領や本所一円領における代官請の進行が議論されていて、⁽³⁾ 禅僧・商人による荘経営のあり方が考察されている。

一方、戦国大名検地をめぐる議論のなかで、とくに今川領国において、⁽⁴⁾ 検地により荘園制（名制度）が否定（解体）されたのか否かが議論されている。荘園（名）の戦国初期における存続が、ここでは、自明のこととされているが、⁽⁵⁾ 室町・戦国初期の荘園自体のあり方は検討対象に入っていない。

そこで本稿では、室町時代における荘園制のあり方を、荘園自体の問題として検討することとしたいが、代官請の下で荘園現地経営を支えていた荘園層に焦点をあててみたい。村落に拠点をもちつつ、荘官職をも持っている存在が荘園現地をどのように支えつつ、また守護方と調整しつつ、荘園の枠組をどう利用していたのか。この時期の、このような存在を「沙汰人」として範疇化しようとする研究もあるが、⁽⁵⁾ 村落と荘園制（さらに守護制）との接点に立つ存在であり、本稿では「在地荘官」としておきたい。

具体的な考察対象としては、室町期に代官請が進展した地域であり、守護勢力の荘園関与のあり方も検討でき、また戦国検地の議論の場となった、浜名湖周辺地帯（東寺領原田荘・村櫛荘、東大寺領蒲御厨、伊勢神宮領浜名神戸内大福寺所領）を取り上げることとする。

① 代官知行と守護方関与——東寺領原田荘細谷郷・村櫛荘——

遠江国原田荘細谷郷・同村櫛荘最勝光院方は、一四世紀末～一五世紀前半に東寺が荘務権を得ていたが、現地支配は請負代官によって担われていた。この二荘の代官の人物像については村井章介によって詳しい検討が加えられ、⁽⁶⁾ 在地武士・在地寺庵・在地商人さらに京都の僧が起用されているが、斯波義教の遠江守護就任（応永十二年、一四〇五）以降は守護方勢力の代官が多くなる傾向になったことが明らかになった。

原田荘・村櫛荘の請負代官が守護方勢力になると、この時期の荘園現地経営には、領主たる東寺の意向とともに、守護側からの要望が影響してくると予想される。代官は、東寺領荘園として請切年貢（銭）を納入するとともに、守護方にも荘園を提供することが求められるのであり、⁽⁷⁾ 荘園を場として荘園領主支配と守護支配が共存している。荘園領主（東寺）側も、守護方と協調しつつ、あるいは守護方に依存しつつ、知行を展開していくほかない。

そこで、室町期において（ここでは一四世紀後半～一五世紀中頃）、代官が守護方の人物でない時期も含め、荘園現地経営に守護方がどのように関与し、そのなかで代官はどのような役割を果しているか、整理しておきたい。

1 現地での混乱を停止

一四世紀末、原田荘細谷郷領家年貢米につき、原遠江守が混乱し、東寺雑掌は守護今川氏に訴え、今川仲秋は混乱停止を守護代長瀬に命じた。⁽⁷⁾

原遠江守は同郷領家本所年貢を賦課される存在であることが確められ、⁽⁸⁾ 他にも原姓の年貢負担者が四人いる。原氏は原田荘地頭であったが、この時期には庶子が分立して、細谷郷の年貢負担者となっていたのである。原遠江守の年貢違乱は損亡を理由にしているが、⁽⁹⁾ 守護はこの違乱を禁じている。

2 年貢未進問題に関与

明德四年十一月、村櫛荘代官深井入道（瑞勝）の年貢未進が守護方に訴えられ、守護被官は守護代（長瀬）に対して、深井を召し出し、年貢を納入させるよう、求めている。⁽¹⁰⁾ 深井は現地武士かと思われるが、守護方の人物か否か、定かでないが、同年十二月十三日には未進状況・経緯を新左衛門尉殿に報告している。⁽¹¹⁾ 深井はその中で「此子細東寺御使・經緯細令申候」と述べており、この陳情の名宛人（新左衛門尉）は東寺系統の人物ではないことを示している。おそらく守護今川系の人物であろうが、こうして代官の年貢未進問題は守護方の関与により解決に向ったのである。

嘉吉三年（一四四三）、原田荘細谷郷・村櫛荘ともに代官による年貢未進が東寺（最勝光院方）で問題となっていた。細谷郷では道伊（在地商人）が代官であったが、守護代甲斐氏被官（弥阿弥）に替えること、光明院堯秀兄天野某に預けることが評議され、その年貢未進を国方（守護方）へ訴え出んとした。この国方への出訴は「細谷代官道伊未進事、雖訴国方、国奉行田根内々成望之間、不可事行歟」と一たんは断念しながら、申状案（土代）⁽¹²⁾ が作成されている。⁽¹³⁾ 細谷郷年貢確保を、守護方から「国奉行」（国代官）田根に頼って実現しようとしている。

一方の村櫛荘では、東寺最勝光院方は年貢未進催促を解決せんと、田根性祐・甲斐常治に依頼している。⁽¹⁴⁾ 田根は国代官であり、甲斐は在京守護代である。無沙汰に関わっている天竜寺・徳大寺家への圧力を求めているのである。（天竜寺は地頭職、徳大寺家は領家職）。

さらに天竜寺による村櫛荘年貢未進については、文安元年（一四四四）閏六月にも、田根（性祐）にあっせんを依頼している。⁽¹⁵⁾ 田根は甲斐常治被官であり「国奉行」でもあるが、都鄙往反して都での活動にも力があつたと思われる。

このように、荘園本所年貢未進問題解決には、荘園現地で勢力をもつ守護方に頼らなければならなかった。とくに「国奉行」（国代官）たる田根性祐に依存するところ大きく、また京都での問題解決には在京守護代を動かす必要もあつた。荘園年貢未進問題は京―田舎の両方での解決努力が必要であり、それだけ守護方に依存するところとなつたであろう。

3 国方課役

応永八年（一四〇一）十二月九日、原田荘細谷郷代官鈴藏常喜は「原民部丞の跡を長瀬美濃の入道との去九月より知行候」と述べ、細谷郷内原民部丞跡地を守護（今川氏）代長瀬美濃の知行下に入ったことを報じるとともに、「又九月三日二三貫三百文、国平均之事にて国方へめされ候、その内三百文ハかゝちんとて請取ニのせられず候程に、御結解にハ立申さず候、彼此都合五貫百廿七文御年貢之内減し入候」と国方（守護方、今川氏）からの課役について寺家に報告している。「国平均」に懸けられたものであり、国方課役負担により本年貢が減少せざるを得ない状況を述べているのである。応永二十年（一四一三）にも「国役事：於国沙汰仕候、相残分御年貢納申候」と細谷郷所務代永光（代官は圭密）が言うように、国役・年貢両方沙汰が代官の裁量で展開している。

また遠江守護が斯波義教となつていた応永十三年には「国方のおもてつきとして、夫やくの事、正月四日京都へんし人の御礼の時あたり候、またふしへ御まいり時あてられ候、又三月京都へ御上格之時、両三度分五貫百八十文御りやうの分ニそうかうにくわ、り候て、ちけよりとりさた候」と、原頼氏が寺家に報じている。原頼氏は代官鈴藏（常喜）の意向をうけて上洛し、安居院大宮（くわうかく寺）辺に宿をとつている。

ここには守護方からの夫役（代銭）徴収が認められる。このことは「国やくハ、へちきに御申さた候ハてハ、し、あるましく候、このよしをす、くら方よりも又めんく地下人在京の事に候ほと二こんかうわういんとへのも申され候へとて、こしゆこたい中のはうさいそくをのほせ候ほと二進候」とも言われるように、小守護代（なかのはう）が賦課したのであった。小守護代は現地代官と思われるが、夫役徴収に際し、代官鈴藏とのやりとりなどから、京都に夫役催促状を提出している。この時代の代官は鈴藏であるが（彼は応永十三年死去）、鈴藏老年の時期のもので、守護は今川氏から斯波氏への交替期（応永十一年）である（どちらか不詳）。

国方（守護方）からの課役・夫役（銭）賦課があると、現地代官は守護方と交渉して、減額を求める動きが求められ、守護所へ出向くこと多くなる。ところが「身の事もす、くらとしまかりより候て、在府などの事もかないかたく候よし申候て、ちけの事をもさしあひの時ハ、ミてたひ候へと申され候間」と原頼氏が述べるように、高齢故に守護所出仕ができず、地下（原田荘）での問題が起きてても消極的姿勢になっている。ここには、請負代官は守護所にも出仕して、様々な交渉を展開することが求められている。

4 幕府系課役の現地沙汰

応永十九年、幕府は大嘗会段銭を遠江国に課し、守護代甲斐祐徳は国内諸荘にその負担を求めた。

原田荘については、金剛王院光演から東寺供僧中に働きかけがあり、原田荘雑掌（代官）が「大嘗米段銭催促難堪之由」を幕府に申し入れ、段銭催促中止が守護代（甲斐祐徳）に命じられ、甲斐からは大谷豊前入道・狩野七郎左衛門尉に中止が命じられた。大谷豊前・狩野七郎左衛門尉は現地で段銭徴収に当たっていた人物であろう。

この応永十九年は原田荘細谷郷では催促中止となったが、その後も幕

府主催段銭が遠江国に課された例は多い。応永三十四年十月には石清水八幡宮行幸供奉雑掌人人別銭が尾張・遠江に課され、享徳二年十一月に遠江国段銭が東寺実相寺造営料に宛てられ、康正二年には内裏造営料として遠江国所々より段銭が納入されている。康正二年の例では沙汰は「甲斐美濃」であり、守護代である。

幕府主催の諸国段銭が、遠江国にも課され、守護代から納入されていることは、守護勢力による現地での段銭徴収の展開を意味している。荘園側としては、こうした段銭を負担することは年貢未進の原因となるわけであるが、また負担することによって幕府―守護側との良好な関係を維持することにもつながる。

こうして荘園年貢と守護方・幕府方課役の双方を負担するというシステムに入るのであり、請負代官はこの調整に悩むところとなる。それは地下（代官の下で年貢・課役を直接負担する人々）にも同様の問題になっていた、と想定されよう。

② 在地荘官層の存在形態——蒲御厨の公文——

蒲御厨（伊勢神宮領）は、地頭職が没収されて、室町幕府（足利義満）から東大寺に寄進された（明德二年）。東大寺からは祥周上人が現地に下向して、年貢収納のための台帳が作成され、一五世紀前半には、年貢が確保された。荘務は請負代官が担っていたが、守護方の人物が代官に起用されると、時に、現地の公文・百姓等と衝突するところとなった。

蒲御厨を支えていた現地（在地）荘官たる公文については、先駆的には菊池武雄の研究があり、それをふまえた大山喬平の包括的研究が提示されていて、社会経済史的研究としては議論が尽された感がある。ただ一五世紀中葉の蒲御厨諸公文の存在形態・動向が戦国期との対比で扱わ

れており、室町期固有の検討という意識がよい。

そこで、ここでは、室町期段階において、蒲御厨知行を支援していた請負代官と諸公文が荘園制的職とどのように結びつきながら、本年貢・守護方課役を負担する構造を形成していたか、検討することにした。蒲御厨代官応嶋久重と蒲公文との関係を考察しながら、諸公文の権益について考えることになろう。

1 代官応嶋氏と公文との対立面

応嶋氏は遠江守護斯波氏に連なる守護方の人物であるが、蒲御厨では「応嶋方廿余年御代官候」⁽³⁰⁾と言われるように約二十年間代官の地位にあった。従来の研究は、応嶋氏が代官を改易される直前に展開した動きを考察してきたが、現地で代官と公文の協調的關係が展開した時期もあった(後述)。この協調關係から敵対關係への転化は何を契機にしたのか、こうした視角からの考察が必要であらう。

宝徳三年(一四五二)、蒲御厨諸公文等は代官応嶋久重の「不法」行為と全面的に対立し、欠落の行動をとった。諸公文といっても実際には西方諸公文であって、東方は応嶋方に編成されていたのであった。代官応嶋と西方諸公文の対抗關係について、大山喬平は「応嶋が蒲御厨で意図した領主権確立の方向は一方で惣公文多母木清宗・大角治長などを頂点とする東方諸公文等を自己の私的支配下に包摂しつつ、ここに権力の直接的基盤をおくとともに、他方それと対立關係にあった諸公文―特に綿瀬宗近以下の西方諸公文のもつ旧来から存立基盤を社会的にも経済的にも解体させようとするものであった」⁽³¹⁾との総括的展望を示している。具体的には、東方公文を私的支配下に包摂したことの内容として、「内ゑん」(内縁)「けいやく」(契約)關係による組織化を指摘している。

また、西方諸公文の社会的・経済的解体に導くこととして具体的には以下の点を指摘している。①蒲神明社祭祀権の奪取、神明社造替反銭の奪取、②領家代官職獲得による伊勢上分米地下地の知行、またこの権限

による課賦対象の拡大(検地による伏田の摘発、神明御供田・諸仏神領への賦課)、③山林、原野への領主権的賦課(①山手銭賦を根拠にした草刈労働の直接収奪、②不作田に「春秋一献」という新税目を設定し、春秋各一〇貫徴収)、④郷々に直営田を設定し、労働力のなまの収奪を意図した。総括的には、代官応嶋氏が東方諸公文との間に形成した主従關係を西方諸公文にまで拡大して、全御厨を対象として主従制原理を拡大・適用した、との議論である。

このような応嶋久重の領主制拡大の動きは、注意して分析すると、全体が同時に進んだのではないことが分る。個々の動きには、時期があるのであり、公文層との決定的対立をもたらしたのはどの動きかを見定めなければならない。こうした関心のもとに、蒲御厨諸公文が東大寺に提出した申状三通を分析してみたい(長文なので引用は省略)。

〔A〕 年欠(宝徳元年) 閏十月日蒲御厨諸公文等申状⁽³²⁾

〔B〕 年欠(宝徳三年) 十月日蒲御厨諸公文等申状⁽³³⁾

〔C〕 年月日欠(宝徳三年) 蒲御厨諸公文等申状⁽³⁴⁾

〔A〕は、代官応嶋の不法行為により欠落した諸公文等が、守護代甲斐方の和解あつせんを受け入れがたいこと、応嶋の代官としての不格性を上申したものであるが、応嶋不法については抽象的表現が多い(家破壊、作毛刈取を指摘するが)。

〔B〕・〔C〕は応嶋改易(宝徳四年卯月以前)の直接的契機になった申状であり、その前年(宝徳三)かと推定される。

すでに大山喬平が深く考察しているところではあるが、再び〔B〕・〔C〕の申状を取り上げて、代官応嶋と公文層との対立面を考察する素材としたい。

〔B〕・〔C〕は条書きであり、〔B〕は一〇条、〔C〕も前欠ながら一〇条である。〔B〕・〔C〕ともに冒頭から第一条(B1と表現)・第二条(B2と表現)とすると、B・Cとの内容上の対応關係から、申状全体

での主張は次のように整理できよう。

- (イ) 「B1」・「B2」・「C5」……代官は蒲神明官造替の反銭を召し上げて、社頭大破に及ぶ。反銭は、代官が上洛して、上意として地検を実施し、反別一二三文を責め取った。
- (ロ) 「B3」・「C4」……「引間市二升さかり」という慣習的年貢納法を否定して、自在に算用をおこない、公文等に「未進」と迫る。

- (ハ) 「A4」・「B1」……代官は年貢請取状を出さない。
- (ニ) 「B6」・「C4」……代官は領家職(領家代官職)をも兼ねて、一反別一貫文を課している。
- (ホ) 「B7」・「C3」……蒲神明社祭礼を奪取し、祢宜神主を排除した。

- (ヘ) 「B8」・「C6」……「入木入草」につき、銭と草の両方(二色)で徴収する。
- (ト) 「B9」・「C7」……公文拝領地のうち「不作」地に、春秋一献を新たに設定し、他所人からは一二三文づつ、地下人(蒲住人)からは門別に徴収している。
- (チ) 「B10」・「C8」……手作地を郷々に設定し、種子や労力を徴収する。

また、これらの行動のうち、(イ)・(ニ)・(ホ)が「当年」のこととして、また(ト)が「近年」のこととして、申状のなかで指摘されている。

従って「当年」(宝徳三年)のこととしては、蒲神明社造営反銭の召し上げ(反別一二三文賦課)と検地、領家(伊勢神宮)代官職を兼ねての反銭一貫賦課、蒲神明社祭祀の横取り、である。いづれも、伊勢神宮——蒲神明社系列の権限と権益に関わるものであり、代官応嶋は伊勢神宮(領家)代官を兼ねたことをテコとしていた。この年の蒲神明社の祭

礼期間、「此九月御祭ニハ従類御引くし候て」(C3)の介入が直接的契機となり、諸公文等は「去九月廿一夜十ヶ所及懸落仕候」(B2)となった。蒲神明社祭礼の代官応嶋による奪取こそが諸公文との対立の決定的局面であることをうかがわせよう(この点後述)。

次に「近年」のこととして、公文拝領地内の不作地に春・秋一献として新税を課したことがあげられるが、これは公文の利害と直接的に関わるものである。不作地は公文にとって無益地ではなく、引間市での商業に出す作物を生産していたのではなからうか。春秋一献は各々十貫とされており、課す側も根拠を持っていたであろう。

残る(ロ)・(ハ)・(ヘ)・(チ)のうち、(ヘ)・(チ)は代官応嶋が直営地設定をおこなったこととして理解でき、(ロ)・(ハ)は公文の年貢徴収と納入の権限に関わるものである。後者については公文の職権否定にかかわる内容であり、後に論じる。

こうしてみると、代官応嶋による公文権益の否定は、段階的には、公文の年貢徴収・和市慣行の否定→公文拝領地内不作に春秋一献を課す(不作地権益否定)→蒲神明社祭礼と関連権益の否定、という順序に進んだのである。公文層にしてみると、慣習的に容認されてきた年貢徴収・算用と不作地利益が否定されている段階ではいまだ応嶋排斥には動かず、蒲神明祭礼否定が直接的契機となっている。公文層の利益・権益も単純なものでなく、複層していた、と考えさせる。

2 公文層の権益

(一) 年貢納入

代官応嶋久重に否定されようとした公文層権益のうち、まず公文の年貢徴収・和市・算用に関わる権限を検討することにした。

代官応嶋改易直後、宝徳四年卯月、蒲御厨諸公文等は吉美方名跡をめぐって綿瀬衛門太郎提出の文書が根拠のないものである趣旨の申状を出した。³⁵⁾「吉美方名公文職」についての油倉奉行所からの「御尋之御奉

書」に応答しての上申文書である。長くなるが、吉美方名公文あるいは年貢取次の経過を示す箇所をまず引用しよう。

一吉美方名、渡瀬公文帯支証可有知行之由申候、かつく不可有其支証候、今ハ文書あるよし申上候なる文書も不可有候、其子細ハ彼彦三郎と申候者、本公文にて候つるに、計会仕、毎度御年貢無沙汰申候て、度々かけおち仕候之間、彼在所ニ無主候時節、此五郎太郎入道之親刑部四郎ニ、其時の御代官□藤尾張殿被宛行候て、子々孫々可有永知行判形を被成候間、廿ヶ年知行仕、其後彦三郎、刑部四郎ニわひ事を仕候之間、預置候て、六、七ヶ年御年貢をとりつき申候処ニ、彦三郎永違例仕ふかく候、彦三郎か子兩人候し、一兩年御年貢とりつき申候処ニ、不思議之惣（騒動）たうを仕候て、応嶋方之代官召取、兩人な□ら生涯させ候、無其隠候、さ候前ハ文書可仕様あるましく候、其後あき所の事ニ候之間、渡瀬公文・別給公文・次広公文兩三人ニ近所之事候へハ、御年貢とりつき申候へと、応嶋方之代官申候間、一兩年はかりハとりつき申候処ニ、渡瀬公文之事ハ万事無沙汰仕候とて、めしはなし、道善一人ニ申付候、十余年知行仕候お、五郎太郎入道先々の帯支証、応嶋五郎衛門方へ申候之間、任支証五郎太郎入道方へ一円ニ被渡候間、無相違当知行仕候処ニ、色々無理を渡瀬申上候条、言語道断之次第に候、

全体として綿瀬公文の申条が支証のない、無理なものとの主張を展開し、かつ五郎太郎入道が正統な継承者である旨主張している。このことを主張するのには、本公文彦三郎子息二人の不適合性と刑部四郎―五郎太郎入道の正統性を述べている。代官は応嶋氏の時期であるが、応嶋と公文等との関係は協調的に述べられている。

吉美方名年貢取次は傍線①から②へ、のように変転し、⑨に至る。つまり、本公文彦三郎は年貢無沙汰で欠落① ↓無主② ↓刑部四郎の年貢取次（代官からの判形も得る）③ ↓彦五郎は佗言して、年貢

取次六・七年するも違例仕る④ ↓彦三郎子息二人が一兩年年貢取次ぐが騒動を起し、応嶋代官に討たれる⑤ ↓「あき所」⑥ ↓近所の公文三人が年貢取次する〔代官の要請〕⑦ ↓綿瀬公文は無沙汰のため道善一人が十余年知行〔年貢取次〕⑧ ↓五郎太郎入道〔刑部四郎子〕が支証を備え、応嶋五郎衛門方に申し出て、一円当知行⑨、という推移である。

この吉美方名年貢取次の経過から、注目すべき点がいくつか看取できる。まず第一に、この名の年貢取次の経緯が「吉美方名」という文言で始まり、「本公文彦三郎」没落の事情から話が展開する。これは吉美方名・公文の職権が年貢取次（納入）であることを端的に示している。公文の職権は他にもあるが、公文等からすると、まずは年貢取次の職務であり、これを遂行していることで公文であることを証明しようとする。

第二に、その年貢取次が「知行」とも言われている箇所がある③・⑧・⑨。この時期を点検してみると、いづれも代官方から、「判形」③・「代官方からの」申付⑧。「代官方が」支証に任せて渡さる」のように、代官方から文書授与があった。三人公文の取次⑦も代官方からの指示によるが、これは「知行」とは言われない。「判形」とともなう、吉美方名公文職宛文を現地代官（又代官）が発給したものと見られよう。この文書を所持した年貢取次行為を、御厨公文等は「知行」と言っているのである。「当知行」という文言も使われるが⑨、ここでは現在の知行という意味であろう。

この知行こそを公文等は自らの慣習法化しつつあるが、そのことは、この申状が吉美方名をめぐる相論が代官大谷氏時代にも起こり、五郎太郎方が勝訴した経緯を述べたなかで、「所詮当知行本と定置事候ハ、一定地下の物ゆいあるへしと仰候て、于今当知行無相違候」と言っていることにもうかがわれる。

第三に、本公文彦三郎とその子息が持つ吉美方名公文職との関係が否

定されるが、公文等が指摘するその理由は、彦三郎の年貢無沙汰・欠落と、その跡を引き受けた刑部四郎の年貢取次（代官の判形もある）「廿ヶ年知行」である。この二十ヶ年というのが、刑部四郎子息五郎太郎入道の公文職務就任の伏線になっている。この二十年知行によって本公文の本来の権限は消滅する、との主張がこの申状のなかには込められている。蒲御厨現地では、公文職という、年貢取次の現場での職務遂行を内容とする荘官職について、このような慣習法が形成されつつあったのである。現地では、公文職をめぐる争論が絶えることなく続いてきたが、その過程で、このような規範が生れていた。

第四に、欠落・騒動などにより公文職の人物が没落し、吉美方名が「無主」「あき所」となった場合、現地代官（又代官）は放置することなく年貢取次者を指定しているのであり、場合によっては宛文も出す。代官側にとっても年貢送進は自らの職務でもあり、その前提としての年貢の徴収を実現しなければならない。年貢請負代官（あるいは又代官）の、現地での知行の実態がここにかがえよう。

さて、話を代官応嶋久重と蒲公文等（西方）との対立に戻すと、応嶋久重は公文の年貢徴収権にかかわっては納法（引間市二升さかり）を否定したのであり、公文の年貢取次そのものではない。従って考察対象を公文の和市・算用に移さなければならないが、その前に、応嶋が否定した蒲神明祭礼・権益の問題を検討しておきたい。

(ii) 蒲神明祭礼・仏神領・伊勢上分米田

代官応嶋久重側の蒲神明祭奪取の動きは、九月十六日のことであった。その様子は諸公文等申状が「九月十六日、社頭に御内の者卅余人引具候て御籠候之間、祢宜神主者いとなミまてにて、神祭者次に仕候」（B7）と述べている。応嶋久重が御内者三十余人を率いて「御籠候」となった。お籠りをしたのであり、神職に化して、神祭りを取り行う資格を備えた。祢宜神主達は、そこで排除され（おそらく籠り人数の制限）、

神祭りは後程となったのである。同じ事態は「神明殿祭礼ニハ檢校・しきしやう^(式衆)やう出仕申候て、御祈祷を申事たて候ニ、御代官之御出仕先々なき事にて候を、此九月御祭ニハ從屬御引くし候て、卅余人御さくゑをきこしめし候……」（C3）と言われるように、代官の祭礼出仕は以前にはなかったのである。従来は、「檢校・しきしやう」が出仕して、祈祷したと言われるが、このうち檢校は蒲神官宮檢校、「しきしやう」は式衆で神官（祢宜）であろう。

ただ諸公文等欠落の直接的契機となったのは、この五日後の九月二十一日であった。それは「当年御代官御上洛候て、上意にて候とて、地檢を被召、一段をハ二反・三段にわられ申候て、反別田畠二百廿三文宛と仰候て」（B2）とあるように、地檢とそれにもとづく段別錢一二三文賦課であった。この段別錢は「段錢之事者、神明御造より外ハ有ましく候之処に、此御代官者上へ被召上候之間」（B1）とも記されるように、本来は蒲神神宮造営のためのものであった。また同じ事態を「段錢之事、往古より神明御作ニ総御厨田地ニ懸にて、宮造を仕候、納所檢校殿めされ候事ニ候、当年ハ御代官之直納ニ候」（C5）とも言われ、蒲神明殿造営のための段別錢は御厨の総田地に懸り、檢校が徴収する慣習であったが、それをこの年は代官直納としたのである。つまり代官応嶋は御厨田地すべてを檢地し、一段を二・三反に割り、反別一二三文を課したのである。これが欠落直接の原因となった。

すべての田地となると、様々な免田もその対象となったと思われる。現に「神明御供田まで段錢を出候へとて、一献を被召、結句檢校神主免諸神諸仏領まで段錢を被召候」（B5）と言われるように、蒲檢校免田さらに「諸神諸仏領」までも対象となったのである。このうち「諸神諸仏領」とは、御厨内に存在する仏堂・神社の免田である。この仏神はおそらく、郷や村にあって、村落と深い結びついた存在かと思われる。公文層は、武力的存在でもあるがこうした村落祭祀にも足場を置いていた

のである。村落に結びついた仏神免田の否定は、公文層にとって決定的な利害対立となったのであり、欠落となって現われた。

また伊勢神宮上分米を負担する下地にも別の反銭が課された。「伊勢上分米の下地郷々之御目録ニ候間、私なく領家へ沙汰仕候、猶当年ハ彼下地をも御知行以て、一反ニ壹貫文宛めされて候」(C4)とあるように、反別一貫を責め取ったのである。この伊勢上分米地は御厨田のうち領家方に属すものであり、本来は公田(国領)であった。その田地は檢注目録に載るはずであるが、それが「郷々之御目録」とされている。檢地目録が郷ごとにまとめられているのであるから、その目録を所持しているのは郷管理者すなわち郷公文であろう。郷公文管理の伊勢上分米田も代官応嶋は支配下に編入しようとしており、これも公文層との対決点となった。

こうしてみると、公文層は郷ごとの伊勢上分米田を管理し、また郷・村ごとの寺社免田をも事実上管理して、公文等という集団的力をもって、その利益を実現していたと言えよう。

3 公文の職権——年貢の算用・結解——

蒲御厨関係史料は大部分が東大寺文書であるが、室町期の蒲御厨公文作成の文書は多くない。応永二十九年閏十月の年貢結解状(二通)と康正六年八月の年貢算用状(二三通)である。いづれも、年貢算用(結解)が公文の職権に属していることを示している。

まずは応永二十九年の方から検討しよう。

同年閏十月二二日鶴見郷公文沙弥法誠結解状⁽²⁷⁾と同閏十月□日安富一色公文兵衛太郎結解状⁽²⁸⁾があるが、後者を検討する。

蒲御厨内安富一色 応永廿九年年貢結解事、合

麦参斗壹升六合六勺

代参百十七文百文別八升定^{一斗}

定役銭参百文

先納壹貫五拾文内

麦定役御年貢六百十七文

過上四百三十三文内^{二百八十九文すつ}
^{百四十四文秋年貢ニ御立用}

大豆五斗四升三合内

そんまう一斗二升一合五勺

御とくふん大豆四斗二升一合五勺

代五百二十六文百文別八升定

先納百四拾四文六月までの過上

御納五百八拾文

□^{以上}弁七百廿四文内

大豆御年貢五百廿六文

過上式百文

右、結解散用状如件

応永廿九年壬十月□日 公文兵衛太郎(花押)

税種目は麦・定役・大豆の三種であり、まず麦高(三斗一升六合六勺)が錢貨に直され(百文別一斗)、これに定役銭(三百文)が合計されて「麦定役御年貢」(六一七文)が確定する。そして年貢「先納分」(二貫五七文)が差し引かれ、(先納分の方が多いため)、「過上」(四三三文)が確認される。

次に大豆についても同様に、得分(四斗二升一合五勺)が錢貨に換算されるが(百文別八升)、「先納」(二四四文)、「御納」(五八〇文)の合計が「以上弁」(七二二文)となり、差し引きで「過上」(二〇〇文)となる。

こうして麦・定役銭・大豆の年貢が、全体として把握されて算用されていく。この算用作業のなかで注目されることがいくつかある。まず麦と定役銭が合計されて、一たんそこで算用されることである。この年は「先納」(一貫五〇文)があったが(これは前年の「過上」部分である

う)、麦高の銭高換算が決定して初めて、算用が可能となる。第二にこの年の麦・定役銭は「過上」となるが、そのうち一四四文(三分一)は「秋御年貢(大豆)ニ御立用」となるが、二八九文(三分二)は「すつ(棄つ)」として、放棄している。公文(兵衛太郎)は麦・定役銭年貢については過上納入部分の三分の二を放棄しているのである。このことは同年同月の鶴見御結解でも同様であり、この御厨算用の全体的慣習となつてゐる。公文の過上分のうち三分二放棄は、御厨代官との間でのことであり、これは結果的には代官得分となる。第三に大豆年貢についても同様に「百文別八合」の換算が成立してはじめて、「先納」、「御納」合計との差が計算されて、結局「過上」高が確認される(この過上は翌年夏の麦・定役銭算用の「先納」として書き出される)。

こうして、蒲御厨での公文算用は、麦(夏)年貢・大豆(秋)年貢につき、各々の換算値が決定してはじめて算用が可能となるのであり、これが「引間市二升さかり」(B3)、「浜松庄引間市之売かいをい候て納申候」(C2)という公文等の主張と合致する。納法は引間市の、その年々の和市にもとづいていたのであり、この点は従来の研究も議論している。ただ麦・大豆の個々の年貢品目ごとの和市(麦は夏、大豆は秋)に依拠しての年貢納法なのであり、こうした年貢納法を公文がおこなっていることは公文の年貢現物徴収・引間市和市参加を示している(米年貢も見られるので、米も同様であろう)。

また夏年貢部分についてだけ過上三分二放棄という慣習が成立しているが(代官得分の慣習)、これは年貢徴収・納入段階での得分が常に発生することを前提にしなければならない。公文は過上三分二を放棄してもいいのは、それ以上に公文自身に得分があることを示している。これらの得分全体が常に生れるのであり、公文と代官が分割しているとも言えるのである。そしてこの得分成立の場面を求めれば、麦・大豆年貢の徴収―納入という関係のなかでは、現物徴収―和市―銭貨納入とい

う場面しかない。和市段階が得分を生む根拠と考えられるのであり「引間市二升さかり」という慣行も公文得分となること間違いあるまい。寛正六年八月には算用状が「三通作成(39)されている(案が一二通、正文一通)。

- 八月十六日長田村算用状案
 - 八月十六日大塚郷算用状案
 - (月日欠)新開算用状案
 - 八月十六日しざわ方算用状案
 - 八月十六日祢宜名算用状案
 - 八月十九日別給方算用状案(別給公文作成)
 - (月日欠)小松方算用状
 - (月日欠)次広算用状案
 - 八月廿一日小池方算用状(小池森房作成、正文)
 - 八月二七日多母木方算用状案
 - 八月二七日飯田郷算用状案
 - (月日欠)鶴見郷算用状案
- このうち、公文作成と確認されるのは別給方算用状だけであるが、案がほとんどであるのでやむをえない。唯一正文の小池方算用状に署判する「小池森房(花押)」は公文と見てさしつかえなからう。
- この年の算用も、長田村に例をとれば、定役銭・麦代・米代・大豆代・小済物・春秋一献・在家役・政所在庄費がいづれも銭高で表示されていて、文書表題に「蒲御厨長田村算用状事」とあるも、結解状とはことなり年貢請負高を決めることが主目的となつてゐる。税目ごとに書き上げて、年貢総額を決定しているのであり、これが算用である。全体が案文であることから、正文は公文―代官の間で取りかわされ、案文が寺内に提出されたものと考えられる。

このように、公文職は所轄範囲の年貢徴収・和市・納入を担当していたのである。この年貢沙汰の実情はお互いに認知し合う関係にあったのであり、公文職相伝・補任の前提となった。寛正五年三月には大隈赤法師が「親祖之先蹤」により長田郷公文職（鶴田・大塚も兼ねる）を宛行われているが、翌六年七月には綿瀬次郎衛門が「諸公文等吹挙状旨」に任せて小松名（名田職）を宛行われている。親祖先蹤・諸公文吹挙、この二つは矛盾するものではない。諸公文等が年貢納入実績を重納していたことは先にも述べた。そのなかでは二十年年貢取次も強調されていた。ここには在地での年貢取次・納入（和市も含む）をめぐる在地法形成の動きが認められ、荘園制的職権が有力公文層に受容されて、在地に根づいている、と認められる。

4 公文職の兼併

蒲御厨の内部単位で年貢請負・納入者は公文であることは、以上のように明らかであるが、公文職が設置されている単位は何であろうか。寛正六年八月の年貢結解が郷・村方・名の単位で作成されていることは、そこを単位にして公文職が置かれていることを示している。

では郷・村・方・名はどのように関連し、どの方向にあったのだろうか。

明徳年間、蒲御厨が東大寺に寄進された直後、祥周上人が現地に下向して、年貢・定役賦課体制を確認した。この上人側が現地掌握のための新しい作業をおこなった徴証は見えないので、おそらく、新たな支配体制を創出したというのではなく、現地に展開しつつある事態を追認したものであろう。

この年貢・定役を負担している単位は、郷（飯田郷・鶴見郷など三）・村（新開村・大塚村など一）・方（小池方など六）・名（別給名など三）である。このうち鶴見郷・安富村・端和村等に公文職が設置されていたことは確認され、こうした単位ごとの公文職が年貢徴納を担当

していたと見られる。

では郷・村・方・名は相互にどう関連するのであろうか。郷は村より規模が大きく、上位にあると一般的に考えられようが、蒲御厨では郷が減少し、村が独立した年貢請負単位となっている。郷から村が分立する方向にあると言えよう。このうち、大塚村は他の収納帳（応永廿九年）では「大塚郷」とも記されていて、郷―村の中間的位置にある。

次に「―方」であるが、小池方・小松方・吉美方・赤佐方などであり、小池方は「小池方村」とも言われ、「吉美方」は「吉美方名」とも言われる。名と同質でもあり、村にもなりうる。新開村には割注で「三方合定」と記されるように、三つの方を集合して村が成立しているのである。方は村の基礎単位にもなっている。村の側からすれば、郷から分立して村が成立し、方を集合しても村が成立する。

名であるが、別給名・次広名・祢宜名が見え、荘園制的伝統に連なる名前を持つ。

こうしてみると、年貢負担単位として、伝統的な郷から村・方が分立していく方向が見え、方の集合編成としての村も成立している。郷の解体による再編成が進行しているのであり、この段階で残っている郷はそれだけに強力（政治的にも）であろうと想定される。大山喬平が指摘している蒲御厨村落間隔差も、このような展開過程のなかで理解できよう。

大山喬平はまた、蒲東方公文間に主従関係が進行し、これが代官応嶋の在地支配体制の基盤となったと述べているが（主従関係展開を戦国期の秩序への連続面でのみ論述するのは問題がある）、これは一人の公文が複数の公文を兼併している事を示している。具体的には「亥歳（康正元年）」の年貢未進・当納を記した注文⁴²では、大角公文の未進が二貫余であることを記した下に「鶴見・大塚・大角、皆大角ノモチ分」とあり、大角（大隅）が三箇所公文を兼ねている。また新開公文・西須賀道幸公文も「大角よりき」と割書きされる。大角が長田郷に鶴見・大塚を含め

て公文職を宛行なわれている文書も残っており、大角（彦左衛門治長）の力量の大きさがうかがわれる。

康正元年未進当納注文は、公文が政所（代官）への年貢沙汰を独占して未進が増加したことを、「少々御百性ハ公文前納候へ共、政所へ無沙汰ありけ二は、昔ハ御百性少々政所納候時ハ未進なく候よし承候、近程までも百性少々政所へ納候、公文取沙汰候間、毎年御未進あるよし承候」と述べる。公文による年貢取沙汰が未進の原因であるとはその通りであるが、この時期は公文全体の問題なのでなく、特定の人々による公文兼任が年貢未進の背景となっていたのである。

公文層の代表的存在としては、惣公文の多母木宗清や渡瀬宗近（西方）・大隅治長（東方）などがあるが、渡瀬を例にして社会的性格を検討してみよう。

渡瀬太郎左衛門宗近は宝徳四年三月廿二日には代官在莊費用五十貫を負担することを大隅治長・蒜田茂政とともに連署して請負う程の実力者であったが、同年「渡瀬衛門太郎今月（四月）十五日より、さらとの、御領の人を憑申、弓矢かまへを仕、同十六日未剋二強入部仕候間」と、吉良領の人々と結び、武力を備え、合戦に及ぼうとした。この事態を鎮めようとした守護代甲斐氏が下向し、「御下向の則、渡瀬父子二生涯させらるへきにて候しお、惣公文方大角彦左衛門承及候て、たちまちにおとして候」となった。守護代の意を受けた蒲公文大角治長に討れたのである。綿瀬宗近も、大角治長も、ともに武力を備えていて、上位権力たる国人・守護代方とも結んでいる。公文が公文等の集団性のなかに身をおいていたことは前述したが、外部の上位権力とも結びつつある（大山喬平は村落領主範疇で把握しようとしている）。

綿瀬宗近没落後の渡瀬名をめぐっては相論が展開するが、同じ綿瀬の傍系と見られる綿瀬道秀が登場する。享徳二年七月、渡瀬道秀は「御奉行所」へ申状を提出した。この「御奉行所」は東大寺油倉であるが、こ

の申状（目安）は次の文言で始まる。「目安、（改行）遠江国蒲御綿瀬沙弥道秀謹言上（改行）右子細者、入道心中数ヶ度政所殿様へ申上間、今度御上洛二定而御披露哉。すなわち、政所（現地代官）に何度か申上げし、その結果の上洛・申状提出である。東大寺油倉への申状提出が「上洛」とも表現されているのは、京都での内諾を経て東大寺に向い提出となったことを意味しているようか（「上洛」と東大寺参上とが結びついている例は少くない）。

申状自体は三箇条であるが、第一条目は上洛・申状提出の経緯を示す。七貫文を政所（代官）に持参したところ、半分で馬を買って（雇って）上洛することになった、という。幕府は蒲御厨から上洛する人々に対して「従当所上洛人馬等者以彼雜掌印可令上下」と馬の使用を許していたが、ここでも政所（蒲雜掌系）の許可を得て、馬での上洛となった。

第二条は綿瀬道秀の弟が、百姓の馬を切り殺した綿瀬宗近下人を切り返そうとしたが、道秀が止めた、という。ここには同族で没落した綿瀬宗近との紛争が記される。宗近下人が馬を使用しているのも注目され、引間市（宿）での馬の需用（運輸等）に応えようとするものであろう。道秀の上洛したいが、こうした馬を雇ってのものであろう。

三条目では、同族の綿瀬宗近がかつて引間普濟寺用の材木を盗んだことを報告している。綿瀬宗近は材木をも扱う商人的存在であったことを示している。この側面は道秀も持っていたと考えるのが自然であるが、渡瀬宗近・道秀らは、宿・市での商業にも、和市にも参加するところの、商業的、投企的な性格を持っていたと想像される。

享徳二年には、蒲西方年貢十六貫三百文が皆納されているが、これは前年に道秀（渡瀬）方に渡した二十五貫のうちである、という。渡瀬道秀は西方年貢二十五貫を運送し、十六貫三百文を納めたのである。この頃の年貢・公用銭は、代官石田義賢が「御公用銭只今卅貫文分運送申候、御目出度候、此商人を御連候て、可罷上候へ共……」⁽⁵¹⁾と言うように、商

人に任せるのがふつうであった。だが「国之念劇候て……納所被申候へ共、海道ふさかり候て、商人罷不上候」と言われるように、商人による運送も困難を極めていた。

こうした情勢のなかで、有力公文自身による年貢運送も行なわれるのであり、綿瀬道秀もその一人である。享徳三年十一月二日には蒲東方公用銭運送を惣公文多母木清宗方が請負い、康正参年五月廿八日に多母木清宗と形部四郎猶島が年貢一五〇貫「運上」を請負っている⁵³。年貢運上と上洛は結びつくが、享徳元年の西方年貢は「始テ諸公文上落之時運上、東ニモあり」と記され、公文上洛と年貢運上が結びついて展開していることが知られる。年貢は商人だけでなく、公文等によっても運上されていたのである（公文が商人でもあるが）。

公文の上洛は何を目的としているか。申状提出については先述したが、公文職拝領がある。正式の公文職補任は上洛時であり、「今度上落仕候衛門太郎、公文とまかり成……」⁵⁶のように書かれる。

こうして公文は、年貢和市とも関連して、引間市（宿）での商人的・投企的活動をも展開し、上洛と下向をくり返しつつ、本所との接触のなかで、公文職を獲得している。こうした力量のある人物に複数の公文職が集まるのは自然の動きである。公文職は特定の人々に集積されて、公文職権をテコにした活動が展開されていく（荘園の下級職が在地に定着していく）。

5 守護方課役と公文層

蒲御厨は応嶋氏・大谷氏などの守護方勢力が代官に任ぜられて、守護方との協調関係も見られる。享徳三年には、代官を改易された応嶋久重が蒲神明社検校源清家から下村名を買得し、蒲に入部しようとしたが、西方諸公文・東大寺油倉が反対し、ついに東大寺が下村名を買得し蒲神明社検校源清家が下村名年貢納入を請負うこととなった。このプロセスにおいて、遠江守護所方から蒲政所（代官）への書状が出されており

（二通）、守護所の関与が見うけられる。しかもその姿勢は応嶋入部に反対するものであり、東大寺油倉や蒲西方諸公文・蒲神明社検校と同じ歩調に立っている。応嶋久重は守護方の人物であるが、守護方も蒲御厨における応嶋の行動には手を焼いていたものと思われる。

蒲御厨の現地経営について、東大寺側、現地公文層、国方（守護所方）の三者は、このように一定度の協調関係が認められると思う（享徳三年の下村名をめぐる動きを例外的な事例として処理すべきではなからう）。このような関係は、対立的契機を含みながらも、守護方課役負担をめぐっても認められる。

康正元年（一四五五）十一月、関東との戦陣に関わる守護方よりの課役が蒲御厨にも懸けられた。そのことを示す最初の史料は次の多母木清宗・大角治長連署書状⁵⁷である。

猶々申上候、関東夫大儀ニ御さいそく候、その御侘言ニ御代官様御出符候事も、そこはく御領之失墜にて候、委細国之時宜、御代官様より定御注進候歟、

畏申上候、

抑御代官様今可有御上洛之由、堅被仰候へとも、御年貢済略と申^①、
 関東之儀弥成大儀候、国方御勢悉被打立候、然間自国方も破先規、
 人夫以下被申懸候を、御代官様御出符候て、任先例之御奉書之旨、
 可有御扶持之由被仰候へ共、諸事被申懸候間、御領迷惑仕候に、一
 日も御代官様御座候ハてハ、御領可退輻仕候間、堅留申候、次ニ国
 方へ御代官御出符候を、巨細尋申候へハ、倉様之御状候、可付申由
 被仰候、如何体之御状にて候哉、楚忽ニ可有御付候事ハ、不可然候
 之由申候て、乍緩怠御書をハ留申候、乍恐加様之卒爾之御状など国
 方へ被遣候てハ、御領始終難安堵仕候、当年事ハ御年貢涯分奔走申
 候へ共、去年分ニ被引申候間、御領無沙汰なる様候、但御年貢涯分

可致奔走候、以此旨可預御披露候、恐惶謹言、
(康正元年九)
十一月廿六日

多母木源左衛門尉
清宗(花押)
大角彦左衛門尉
治長(花押)

進上 油倉へ参
御奉行所

この書状の主旨は、関東戦乱のため国方(守護方)も出立し、先例を破つて蒲御厨にも人夫役が懸けられた(①)。蒲代官は守護所に出府して交渉したが、人夫役は懸けられることとなった(②)。守護方に出向いた代官に尋ねたところ「倉様」(油倉)から守護所に宛てた書状があり「可付申由」との趣旨であるが、これは迷惑である(③)。

守護方からの人夫役が課され、現地の代官・公文層(大角・多母木はともに東方公文)は迷惑している、という図式が見られる。だが同時に、大角・多母木は東大寺油倉と国方による交渉決着を心配している。油倉が国方に約束した「可付申」とは人夫役銭を負担する、との趣旨であろうが、現地の公文として負担を勝手に決められることを警戒している。また今回の代官出府の仕方を批判しているが(④)、これも関東夫に対する佗言の内容に関わるものであろう。

十二月に入り、人夫役(野伏兵料米等)の催促は東大寺からの申入れにより停止されるが、国方と現地との直接交渉となる。

東大寺油倉下部弥太郎書状(同年十二月十七日付)は「自国方兵らう米過分懸申候て、懸以使用せき被至間、種々佗言申候処、料足廿余貫文にて道行候、(国力)方より東方之御代官と申候八人として、折かみを被入候」と油倉に報じているように、兵料米負担額は二十余貫で決着したが、守護方から「東方之御代官」との間で協議するとの「折紙」が届いた、と言う。「東方之御代官」とは、蒲政所(代官)の下にいる代官で、東方を担当する者であろう。先に書状を出している大角・多母木がともに東方公文であることを考慮すると、この東方御代官は多母木・大角などの有力公文層と一体となって莊務経営していたであろう。

ところが、その東方諸公文等は同日付(十二月十七日)の書状で、油倉に宛て「守護方より兵糧米過分ニ申かけられ、懸而被入謹責候之間、御公用廿余貫文不道行候」と通告している。兵料米銭が廿余貫であること、そのため「御公用」銭のう廿余貫文が「不道行」となった、というのである。つまり守護方からの兵料米銭二十余貫を公用銭(年貢銭)のうちから処理する、と通告したのである。

ここからは、守護方から懸けられた夫役(銭・兵料米(銭)の負担の仕方をめぐり、油倉・現地代官・有力公文層、さらに守護所方には各々の利害に起因する動きがあり、守護方——東方有力公文の系列が決着を主導する傾向が見てとれる。東方公文と守護方応鳴との連携(主従関係)はすでに指摘されていることであるが、先の油倉下部弥太郎書状は「西方より注進被申候子細者東方と一紙ニ直納候て諸公文御たすけ候て給候へと被申候二」とも述べるように、西方諸公文も東方との同列の扱いを求めている。東方だけの動きではなかったのである。もちろん公文層は、東方と西方とに分裂しており、各々で書状を油倉に出し、また一方は守護方との連携を深めるなどしていながら、共同する場面では共同したのである(また東・西の内部でも分裂はあった)。

守護方と蒲公文との連携は進行する方向にあり、長祿四年四月に幕府は「遠江国住人原遠江入道以下半人等対治事、早合力守護代可忠節」と守護代に合力して半人原遠江対治を命ずるが、さらに「若有難渡輩候者、随注進可有其沙汰之旨、可被加下知蒲御厨之由、所被仰下也」と言つて、蒲御厨にも難渡者は注進するように指示している。蒲御厨は守護代方武力として幕府にも期待されていたのである。蒲御厨における守護代方武力としては、まず東方公文、とくに大角・多母木などの有力公文層が想定されよう。彼等こそは、東方という惣村的結合に基礎をおきつつも、守護代方武力を担う存在にもなりつつあったのである。

③ 浜名神戸の大福寺所領と名本

1 大福寺所領

浜名湖の北側には律令期以来、伊勢神宮領たる浜名神戸が展開し、やがてそのなから複数の菌・御厨が生成した。これらの所領を支えていたのは岡本郷・比々沢郷・中郷などの郷であった。

大福寺も浜名湖の北、三ヶ日湖の北岸に位置するが、南北朝期以降、浜名神戸のなかに所領を獲得していった。ほとんどが、在地の村落有力者層から寄進されたものであり、その収取は荘園制的機構に依存したものであったと考えられる。

この大福寺の所領については、天文十三年田地注文（大福寺文書）を戦国大名今川氏検地によって作成された帳面であると理解した大山喬平が、大福寺所領を本年貢（伊勢神宮への年貢）が免除された部分（「高除之分」と、本年貢を負担する部分（「十方旦那寄進分」とにわかれていると解析し、後者については本年貢を「名本」を経て国方・伊勢に納入する、と論じた。後者（「十方旦那寄進分」）は周辺領主から寄進された田・畠一筆ごとの物件であり、「代」と額が表示されているが、この額には本年貢と加地子部分とが内包されている、と解釈している。⁽⁶³⁾

こうして、一六世紀の中頃の、今川領国下においても荘園所領は存続し、本年貢は名本（本名）を媒介して伊勢神宮に納入されていると主張したのである。これに対して反対意見も強く、勝俣鎮夫は、「高除之分」はこれ以前からの免除地であり（名主得分と本年貢）、「十方旦那寄進之分」は今回（天文十三年検地）の免除地であり、ともに今川氏が税を免じたものと理解し、後者の「代」という記載高は名主得分を基礎にしているが本年貢額も含むものとの解釈を示した。⁽⁶⁴⁾ 戦国大名今川氏の検地は荘園制を解体し、税目を一元化していると、基本的認識を提示

したのである。

戦国期の大福寺所領については、その後も研究が多く出され、意見がわかれている。だが、永正年間（一六世紀初頭）までは荘園制・名本の存続を認めるといのが共通の理解となっており、その荘園制・名本の荘園制段階としての位置づけがなされていない。おそらく南北朝段階の、解体に入ったが解体していない荘園・名のイメージであろう。

室町期荘園を追求しようとする本稿の目的からしても、今川氏検地でも存続が検討課題となるような名本制のあり方について、室町期にさかのぼって検討することが求められる。

大福寺文書のなかの寄進状類を整理すると、大福寺の得た所領内容は田・畠一筆ごとの「私徳」や「諸公事」部分であることがわかる。永正十六年十二月六日安方信久寄進状⁽⁶⁵⁾は「此式反の田地の私徳をもって毎年毎月廿一日みえくう田二寄進申候」といい、永享五年十二月五日禪次郎寄進状⁽⁶⁷⁾は二丈の田地を寄進し、「当名本諸公事を奉寄進処実正也」という。多くの寄進状は本年貢負担を義務づける文言をもつが、これらは公事部分・私徳の寄進であろう。

また康正三年十月二十日直海寄進状⁽⁶⁸⁾は田一反を自身の「後生善処」に寄進したものであるが、「合一反」の下に「在所糯田、年貢付田布二年に一度沙汰申、名本成物節料菟^{五合}、名本司監名」と注記している。大福寺に寄進された田地一反については、年貢布（二年に一度）・名本成物節料菟銭を名本（司監名）へ納入することを義務づけたもので、名本（名）制が存続していることを知らしめる。

大福寺の所領は公事・私徳部分だけではない。康正三年六月晦日賀茂忠直寄進地注文⁽⁶⁹⁾は津々木郷内壱段の田地の場所を特定したものであるが「右彼下地者依公方御寄進、在所定置者也」というように「公方」（今川氏）から寄進されたものであり、寄進物件は年貢部分であろうし、また発給者賀茂忠直は署判の頭に「代」を付して、津々木郷代官と見ら

れる(賀茂氏は今川被官)。

また、大福寺が寄進された物件のなかには名本としての年貢徴収権をも獲得したと考えさせる事例がある。

奉寄進 大福寺田畠之事⁽⁷⁰⁾

合 在所 岡本津見寄、畠六畠式反、代四貫文
同刀祿名内、田二丈、代老貫式百文

右件田者、為後生善処仁、奉寄附所実正也、但名本者八郎左衛門方より相伝仕候、同日代八郎右衛門方ノ判形を相制奉施行候上者、不可有他人の綺候、年貢の巨細者、本文所ヲ本ニめされへく候、仍為後証寄進状如件

文正元年 丙戌九月八日

摩訶耶寺花蔵坊
良秀(花押)

この文書も田畠寄進状であるが、注意されるべき第一の点は「名本」に関する部分である。八郎左衛門方から良秀は「名本」を相伝しているであり、目代判形を付けての寄進状を作成しているのであり、本年貢を名本に納入する必要はない。この田畠の名本は本福寺に移ったのであり、寄進者良秀は本福寺に対して「年貢の巨細者本文所ヲ本ニめされへく候」と言っている。本福寺が年貢を徴収するのであり、陸畠二反・田二丈の下に注記された「代四貫文」・「代老貫式百文」は本年貢を含んだ額と考えるべきであろう。本福寺が取得した所領内容は一筆ごとの私徳・公事部分であるが、年貢徴収権(名本権)を得た物件もあることがわかる。

この事例からは、また、この田畠の名本が八郎左衛門↓良秀(摩訶耶寺花蔵坊)↓大福寺と移っていることが分る。田畠一筆ごとの名本としての権利(名本権)の移動の激しさを予想させる。名本と言っても、鎌倉期のような名制度が室町期まで存続しているのではない。名本権の移動・集積という形で名本は存続しているのである。

2 名本の権限

名本は本年貢を徴収する権利を持っていたことは、おそらく浜名神戸

の中世段階に始まるものであろうが、一五世紀中頃後半の時期には変容していた。この年貢には、いわゆる本年貢と節料・菟銭があった。

文明七年四月仏光坊尊意は大福寺懺法中に田地二筆(一反と一丈)を売却したが、一丈の方は「一丈ハ現米九升六合、節料・菟銭六合六文、毎年名本江可有沙汰候」と記されるように、現米・節料・菟銭のすべてを名本に納めるものであった。いっぽう永享五年十二月五日禪次郎寄進状は田二丈を大福寺年行事に寄進するものであるが、「但於御年貢者、張紙五帖・米七升九合惣公文所へ可有さた処、早米最花節料五合名本へ可給候」と言っている。張紙・米は惣公文所へ、節料は名本へ、ということである。この場合、名本が徴収するのは節料だけである。

このように、田・畠一筆ごとに明記された名本は年貢(全部か一部)を徴収するわけであるが、名本が独自に課税を負担させることがあったらしい。

奉寄進田地事⁽⁷³⁾

合壹段一丈者^{坪山田}
但一丈不

右件田地、雖為秀公禪師買得相伝、大福寺葉師如来奉寄進之処実正也、但方涼百文、節料白米五合、菟銭五文可有沙汰、此外ハいかなる雖為親類名本、別之煩公事物あるへからず候、仰願信心施主心中所願皆令満足故也、仍為後日状如件、

明德二年 辛未十二月十三日

義秀(花押)

方涼百文・節料白米五合・菟銭五文の負担義務を明記した後に、他の公事はないことを確認している。そのことを、「いかなる親類・名本たと雖も、別の煩ひ・公事物あるへからず候」と言っているように、名本は親類とともに煩ひや公事物を懸けることがある、と想定されている。名本は従来からの慣行からはずれた公事物・煩ひを課してはならないことを明記しているということは、それだけにそうした名本が生れつつあ

ること、と同時にそれを排除しようとする慣習的世界のあることを示しているように。

文明六年六月十二日悟溪寄進状⁽⁷⁴⁾も寄進地二丈（一丈は不作）につき「但成物等之事、名本之与地類可為同前者也」と明記して、この寄進物件の成物（年貢）が同じ名本（刀祢名）に属する地と同一である、と言っている。こうして名本は、一筆ごとの土地に則して、年貢額と名本（徴収者）を明記して、他の公事を懸けられないようにする意図が働いている。年貢部分の固定化を図っているように見えるのである。

3 名本の人物像

大福寺領を扱った従来の研究は名本を制度として扱う傾向にあり、名本がどのような階層によって担われていたのかという視角が弱い。そこで室町期を中心に、名本となっていた人物を個別的に検討してみたい。

1 俊士入道

元享三年卯月八日僧覺堯田地寄進状⁽⁷⁵⁾に惣公文僧静朝とともに「名本俊士入道」として連署する（花押）。

2 小山友永

元徳三年二月八日僧良範田地寄進状⁽⁷⁶⁾に「名本小山友永」として連署する（花押）。寄進状本文のなかにも「但於所当者向御名田得分四丈分、米参斗六合并別厨布綿等者、以代物、名本友永之許可送給也」と記され、小山友永が現実の名本であることがわかる。小山という苗字を持つのであるが、近辺では小山なる中世地名は認められず、豊田郡小山が候補にあげられよう。文明十二年八月の三河国乾坤院接戒会に小山の昌洞・昌坤らが参加しているが、この小山友永とつながるのだろうか。

3 摩訶耶寺花蔵坊良秀

文正元年九月八日良秀寄進状⁽⁷⁸⁾は名本権をも付して田畠二筆（畠二反・田二丈）を寄進しているが、「名本者八郎左衛門方より相伝仕候」といい、八郎左衛門より名本権を獲得し、名本になっていたことがわかる。

この良秀は署判の肩に「摩訶耶寺花蔵坊」と付しており、摩訶耶寺華蔵坊の坊主であった。摩訶耶寺は大福寺に近く、同じ真言系寺院であり、南北朝期には本末相論が展開されていた。また応仁二年三月一日惣公文兵衛三郎景久田地売券⁽⁷⁹⁾によれば、摩訶耶寺花蔵坊は田地（四丈）を買得している。在地寺庵の私領集積を示す事例である。

4 法師丸

延徳二年六月二十三日岡本昌光田地（一反）売券⁽⁸⁰⁾に「名本宗枝名、御年貢ハ法師丸江沙汰」とあるように、宗枝名の名本であった。在地の僧か。

5 たたき九郎左衛門

前出の応仁二年三月一日惣公文兵衛三郎田地売券には「名本ハた、き九郎左衛門にて候、……年貢ハ名本九郎左衛門方へ毎年式百文宛さたあるへく候」とあり、名本であったことがわかる。「たたき」は但木であり、「但木村」・「但木御園」とも言われるような村落であった。但木村は大福寺との関連が深く、元弘四年には「開発地」が大福寺三所権現神楽田として寄進されており⁽⁸¹⁾、寄進者は「多々木沙汰人」（忍願・弥四郎）であった。また寛正二年には大福寺不動堂棟上には「た、木」の藤兵衛・宝林庵・祢宜・廣音が奉加している⁽⁸²⁾。

康正二年奉加の四人や沙汰人は無姓であり、一方の名本「た、き九郎左衛門」は左衛門の官途表示をしている。村落官途については、村落祭祀用途負担との関連から称号を名乗るようになると考えられ、この「たたき九郎左衛門」も、そのように考えられようか。大福寺祭祀費用を積極的に負担することにより、村落上層者になっている、と見られるのである。

6 ひ、さわ与一兵衛

この人物については名本であったという確証はないが、文安六年三月二十七日浜名惣公文永りん田地売券⁽⁸⁴⁾に副え書している。売券は方涼田一

反の売却であるが、「但年貢八百文、せちれうの白米五合、うさきの銭五文、毎年名本へさたあるへし」と名本への年貢納入を確認している。年月日の下に「うりぬし はまなの惣公文永りん」の署判があり（花押）、文書袖に「わたし申候、ひ、さハ与一兵衛（花押）」との副え書きがある。

「ひ、さわ与一兵衛」が署判しなければならぬ理由は、この売却を確認するためでなければならぬ。そして確認する彼の立場は、年貢徴収者（名本）たることに由来すると考えるのが妥当であろう。ひびさわ与一は名本とは明記していないが、名本の立場から署判したのである。「わたし申候」と記するのは、あるいは名本としての権利をも買主（大福寺）に渡したとも解釈できるが、ひびさわ与一は名本として考えることができよう。

ひびさわ与一兵衛は「比々沢郷」に本拠をおく比々沢氏の人物と考えてよい。比々沢氏では、弘安十一年四月に「尾奈御厨内比々沢郷字中曾祢」の田地三杖を大福寺に寄進した「比々沢平四郎右衛門尉真家」⁽⁸⁵⁾がいる。また文明六年六月十二日悟溪寄進状⁽⁸⁶⁾によれば、寄進地は「比々沢見芳之先祖より売得^(買)」したという。また寛正二年大福寺不動堂棟上には「比々沢左近允母」が奉加している⁽⁸⁷⁾。

こうしてみると、比々沢氏は比々沢郷に本拠をおくところの郷名領主であるが、与一兵衛・見芳・左近允などは郷に基盤をおくというよりは、その下の村に拠点を持つ存在であると見られ、土地の集積・寄進を展開する資力を有していた存在と考えられる。また本福寺祭祀に積極的に関わるなど、但木九郎左衛門と同様な面も見うけられる。

以上、室町期に名本として現われるのは小山・但木・比々沢などの在地有姓武士や摩訶耶寺花蔵坊などの在地寺庵である。前者は蒲御厨の有勢公文層に相当する人々であり、これらの階層によって名本（本年貢納入）は担われていることが分かる。

4 守護方との関係

文明十四年六月三十日の浜名神戸検島日記⁽⁸⁸⁾は惣公文が伊勢神宮に提出したものであるが、そこでは岡本郷・中郷・津々木郷という郷単位で結解されており、浜名神戸の収納が郷を基礎にしていることがわかる。名本は伊勢神宮との関係では表に出ないのであり、在地の年貢収納システムであった。

文明十年には浜名神戸の「年貢諸公事以下難洪」が問題となり、難洪の原因である堀江小猿に「未進」を究済させるよう、幕府は遠江守護代甲斐八郎左衛門尉に命じている⁽⁸⁹⁾。浜名神戸の年貢収納が守護方に依存して実現するものであったことを示している。

守護代方から大福寺所領への関与は、室町期に、どのように見られるであろうか。

「大福寺 光寿院参 岡本」⁽⁹⁰⁾
永売渡申田之事

在所松下 同所在所宗□□^(寄進)

合一反之内 名本宗枝名御年貢ハ

不支 法師丸江沙汰

右彼下地者、依有要用、代式貫五百文売渡申処美正也、但年貢公田米足四丈之分米四斗二升九合之内、一斗四升三合代百三十文国方江六月さたすへし、一斗四升三合代七十二文社家江十一月さたすへし、残分ハ除候、□御ゆわかし三度あるへく候、此外よの諸役不可有候、地頭御政所殿、違乱煩申ましく候、又天下一統之徳入候共、一儀煩あるましく候、仍為後日状如件

延徳二^(庚)年六月廿三日

大福寺

売主岡本昌光（花押）

光寿院参

この売券によれば、田一反を大福寺光寿院に売却した岡本昌光は、「御年貢」を宗枝名本法師丸に沙汰すべきことを確認している。その年貢は四斗二升九合であるが、内わけを図示すれば次のようになる。

四斗二升九合

・一斗四升九合〓代百三十文、国方へ六月沙汰

・一斗四升九合〓代七十二文、社家へ十一月沙汰

・残分（一斗四升九合）は免除（湯わかしの費用）

公田一反の分米（四斗二升九合）が三分されて、三分一は国方、三分一は社家、三分一は免除、となったのである。分米はここで分割されている。

「国方江沙汰」とは国方へ納入する、と考えるのが自然である。国方を通して伊勢神宮へ納入するとも考えられるが、「代」の額の相違を考慮すると、国方が取得したと解釈できる。つまり国方は一斗四升三合の値が最高になる六月の和市で収納したのである。国方の意向が強く働いている、と考えられる。

これに対して社家への納入は十一月であり、稲収穫後のことであり、年貢納入時期にふさわしい。米年貢収納の本来的な姿を示すものであり、この社家は伊勢神宮と考えられよう。

こうして、この公田一反に対しては、分米額の三分一を守護方が取得するようになり、しかも和市值の高い六月に銭で収納するものであった。どうして、このようなことができたのか、経緯は不明である。また他の田地のすべてがこの様になったとも思われないが、守護方が年貢の一部を取得する田地も生成していたのである。

ところで、この田地一反の名本は法師丸である。彼は年貢米（実際には銭）を三分割し、守護方・社家・大福寺に納入したのであり、守護方年貢收取をも支えていたことになる。名本は年貢徴収者であり、守護方も伊勢神宮も本福寺も、本年貢部分については名本に依存せざるを得な

いのである（田地剰余のうち本年貢部分の比重は小さくなっていったとしても）。

ここからは本福寺が本年貢取得権を得たことが分るが、本福寺の所領は他の寄進状・売券にうかがわれるように、年貢取得田（本名権も付属）、諸公事取得田、私徳取得田の三者から成り立っていた。様々なレベルの権益をもつ田畠で構成されていたのであるが、このことは他の在地の寺庵や有力者の所領も同様だと考えてもいいと思われる。

このような錯綜した権益のなかで、一筆ごとに分割された名本権の集積は本年貢徴収権であるだけに、その拡大運用も可能であった。「名本・親類」が前例のない課役を懸けてはならないとの売券文言、また名本がその田地耕作を強制することが容認されている文言⁹²、これらは名本権の拡大運用がありうることを示している。また錯綜した権益（所有）や重層化する税・課役のあり方は、権力に一元化（整理）を求めることになろう。

④まとめと展望

本稿は、全体として、代官請の下で在地有力者が村落（惣村）と荘園制・守護制との接点に立って、公文職や名主職（名本権）を梃子として、自己の権益を拡張している、という趣旨を展開した。そして在地有力者については、惣村を基盤にしつつも、惣村から離脱もしつつあり、国人領主・守護方勢力と結びつつ、一つの社会権力を形成しつつある、と想定した。こうした立論のもとにしたのは、東寺領原田荘・村櫛荘、東大寺領蒲御厨、伊勢神宮領浜名神戸内大福寺領に関する個別的考察であるが、それをまとめておきたい。

原田荘・村櫛荘を扱ったところでは、この時期の荘園知行の特徴を述べた。室町期荘園では代官請が広汎に見られるが、現地の荘経営におい

ては守護方との協調関係が不可欠であり、年貢未進問題も守護方に依頼して解決へと向う。それだけに守護方からの課役賦課にどう対応するかが請負代官としても中心的課題であり、荘園年貢と守護方課役の双方を負担するシステムに入っている。

蒲御厨を扱ったところでは、請負代官応嶋氏の二〇年にわたる知行を段階的に理解し、公文層と決定的対立に到ったのは最後の一年・二年のことであり、それまでは比較的協調関係にあったことを示した。応嶋氏と公文等との決定的対立点は、諸公文が郷ごとに展開していた伊勢上分田・仏神田・荒地の知行権を応嶋氏が否定したことであり、その公文等の結集の紐帯となっていた蒲神明社祭礼の奪取であった。公文職の職権としては年貢取継・和市・結解状作成などがあり、年貢取継二〇年を「当知行」の根拠にするような慣習も形成しつつあった。これらの職権や田地知行と結びついた権益を拡大しつつ、享受していたのである。

公文等の荘園的職にもとづく知行は慣習法をも生み出すほどであり、代官応嶋氏の支配も、そのほとんどの期間はこれに依存していたのであった。彼等公文層は、本来は郷ごとに存在したのであり、西方・東方と結集していて惣村に基盤をもつが、個別的に国人吉良氏や守護代甲斐方と結ぶなどして、一つの社会権力化しつつあった。

浜名神戸大福寺領をあつかったところでは、戦国初期（永正年間）まで残ったとされている名本制（本年貢徴収権）は、室町期（一五世紀中頃・後半）において田・畠一筆ごとに名本（権）が成立しており、在地寺庵や村落有力者によって集積されていたことを明らかにした。名本は本来の名のまま存続しているのではなく、在地有力者によって、田畠一筆ごとに細分化された名本権が集積されることによって維持されているのが実態であった。大福寺もこの名本権を付属した田地を集積しているであり、諸公事得分・私徳の取得田畠とともに、大福寺所領を構成している。このことは在地寺庵も、在地有力者も同様であり、彼等の所領

は本年貢取得田畠・諸公事取得田畠・私徳取得田畠によって構成されているのであり、その所領は複雑を極めていた。税・課役の多元化が進行している状態なのであり、やがてその整理が権力の課題となる（大名検地）。

こうした守護方課役・荘園年貢の負担の構造は、村落と直接に向き合う荘官層の調整課題であり、彼らはそのことによって権益を拡張していた、と言えるだろう。室町期の荘園は守護制（幕府―守護）との関連を考慮せずして考察することはできないことは周知のこととなっているが、この段階の荘園現地知行を扱うには村落と直接に向き合う存在にこそ注目すべきであり、請負代官の荘園経営は彼らに支えられていたことを忘れてはならない。

室町期の荘園制のあり方を、在地領主による荘園否定の過程としてではなく、独自の秩序を持っていたとする伊藤俊一は、この時期の荘園を支持していた村落有力者を「沙汰人」として範疇化する試みを提示している⁹³。伊藤の構想そのものには賛成するところが多いが「沙汰人」範疇については、「沙汰」という文言が持つ多義性ゆえに概念としては不明確であり、賛成できない。荘園制・守護制・村落の三者の接点にたち、荘園制的職を梃子にしつつ、その間の調整作業を展開し、自己の権益拡大を図っているものであり、いまのところ「在地荘官」としておきたい。この存在は一種の「社会的権力」⁹⁴でも呼びうる程のものであり、国家からも村落からも自由な局面を開拓しつつあると思う。

また蒲公文等の活動は請負代官の知行を補う面もあり、上洛をくりかえしている。室町期矢野荘名主層が代官支配と補完関係にあることはすでに榎原雅治が論じているが、蒲御厨でも同様の事態が見られる。室町期における荘園制の存続を考える場合、この存在による下支えを十分考慮しなければならぬと思う。ただ名主職が在地有力者に集積されているのであり、名主職集積者による荘園現地知行なのである。

本稿は、その在有力者の社会経済的存在形態を考察しておらず、十分であることは承知している。ただ従来は戦国期へと展開する側面ばかりが取り上げられたのに対して、室町期段階の、旧体制に依拠した在地権勢のあり方を考えてみたつもりである。

註

- (1) 永原慶二「室町幕府Ⅱ守護領国制下の土地制度」(竹内理三編『土地制度史Ⅰ』所収、一九七三年、山川出版社)・同「荘園」(一九九八年、吉川弘文館)に代表される。現在でも通説的位置をしめている。
- (2) こうした編成替えが軍制に規定されていたことについては高橋典幸「鎌倉幕府軍制の構造と展開」(『史学雑誌』一〇五編一号、一九九六年)参照。
- (3) 新田英治「室町時代の公家領における代官請負に関する一考察」(『宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究』中世編』所収、一九七二年、吉川弘文館)
- (4) 大山喬平「戦国大名領下の荘園所領」(『小葉田淳教授退官記念国史論集』所収、一九七〇年)は大福寺文書中の五種の田地注文を今川検地のもとで作成されたものと位置づけ、その分析から、今川領国下でも名本(本名)による本年貢徴収と年貢送進が続いていた、と論じる。一方、勝俣鎮夫「戦国大名今川氏検地の一事例」(『戦国法成立史論』所収、東京大学出版会、初出は一九七五年)は大名城力による荘園年貢の否定・吸収と名本制解体を論ずる。この後も多くの論考が出されているが、ここでは立ち入らない。
- (5) 伊藤俊一「中世後期における『荘家』と地域権力」(『日本史研究』三六八号、一九九三年)、同「中世後期の地域社会と荘園制」(『新しい歴史学のために』二四二・二四三合併号、二〇〇一年)
- (6) 村井章介「東寺領遠江国原田・村柳両荘の代官請負について」(『静岡県史研究』第七号、一九九一年)
- (7) 年欠十二月十五日遠江守護今川仲秋書状案(東寺百合文書さ)、『静岡県史資料編中世二』一〇九二号、以下「静」二一一〇九二、年欠十一月二十八日同状案(教主護国寺文書、「静」二一一〇九三)
- (8) 康応元年九月十八日原田荘領家本所年貢徴符(東百サ、「静」二一一〇九二)
- (9) 注(7)「静」二一一〇九二
- (10) 明德四年十一月三十日善恵書状(教主護国寺文書、「静」二一一一六六)
- (11) 深井瑞勝陳状(東百さ「静」二一一一六八)

- (12) 最勝光院方評定引付(嘉吉三年八月十一日(東百る、「静」二二〇二七)
- (13) 同前(八月十三日)
- (14) 嘉吉三年八月日東寺雜掌申状土代(東百サ、「静」二一一〇三〇)
- (15) 最勝光院方引付(嘉吉三年七月十六日、「静」三一〇二五)
- (16) 同前、「静」二一一〇四六
- (17) 鈴藏常喜書状、東百え、「静」二一一〇三三
- (18) 永光書状、東百さ、「静」二一一四九五
- (19) 原頼氏書状、東百さ、「静」二一一三八一
- (20) 同前
- (21) (応永十九年)七月二十四日金剛王院光演書状、東百ウ、「静」二一一四八三
- (22) (応永十九年)七月二十六日幕府奉行人治部則榮書状、東百え、「静」二一一四八五
- (23) 応永十九年八月九日遠江守護代甲斐祐徳奉書案、東百さ、「静」一四八七
- (24) 応永三十四年十月十五日室町幕府管領奉書(壬生文書、「静」二一一七〇〇)
- (25) 東寺実相寺造営遠江国段銭事書案(東百又、「静」二一一二八〇)
- (26) 康正二年造内裏段銭・国役引付(「静」二一一二五二)
- (27) 『静岡県史通史編2中世』第2編第4章第4節「蒲御厨」(執筆永村真)。この叙述は蒲御厨を包括的に扱っており、良質の通史であるが、「県史」の性質上鋭角的な分析は控えられている。
- (28) 菊池武雄「戦国大名の権力構造——遠州蒲御厨を中心として——」(『歴史学研究』一六六号、一九五三年)。公文層について、①名主職を持つ、②公文として各郷名の年貢公事在家役の徴集権を有す、③年貢和市権をもつ、④給田、免租屋敷地、免役を与えられていた、⑤土地所有の内容としては一部の手作地と請作地からなり、下人を所有し、農繁期には名子的性格の平百姓を動員していた、等を指摘している。とくに⑤の徭役労働取身体制を家父長制的奴隷制にひきつけて考えようとしている。
- (29) 大山喬平「一五世紀における蒲御厨地域の在地構造」(『オイコノミカ』3-1・2、一九六六年)。この論考は、蒲御厨内の村落間構造(農業生産力構造)や公文層間に広がる主従制的関係を鋭く分析している。
- (30) 年欠(宝徳三年)十月日蒲御厨諸公文百姓等申状(東大寺文書、「静」二一一二二八)
- (31) 註(29)と同じ
- (32) 東大寺文書、「静」二一一二〇八
- (33) 註(30)と同じ
- (34) 東大寺文書、「静」二一一二二九

- (35) 東大寺文書、【静】二二二四三
(36) 註(35)に同じ
(37) 東大寺文書、【静】二二一六五二
(38) 東大寺文書、【静】二二一六五三
(39) いづれも東大寺文書、【静】二の番号のみ記す。二四七七、二四七八、二四七九、二四八〇、二四八一、二四八二、二四八三、二四八四、二四八五、二四八六、二四八七、二四八八、二四八九。
(40) 東大寺文書、【静】二二二四三
(41) 東大寺文書、【静】二二二四六九
(42) 年月日欠(康正元年) 蒲御厨東方・西方年貢銭進未注文(東大寺文書、【静】二二二五三)
(43) 寛正五年三月三日蒲御厨公文職宛行状(東大寺文書、【静】二二二四四三)
(44) 註(42)に同じ
(45) 東大寺文書、【静】二二二四〇
(46) 註(35)に同じ
(47) 東大寺文書、【静】二二二七二
(48) 「今度上洛仕候衛門太郎、公文とまかり成、公方様へ出仕申候」(東大寺文書、【静】二二二四三)、また東大寺の側が「端和公文」に対して参洛を求めている(東大寺文書、【静】二二二二〇)。
(49) 応永二九年八月四日室町幕府奉行人連署奉書(東大寺文書、【静】二二一六四六)
(50) 享徳二年蒲御厨西方年貢銭納状案(東大寺文書、【静】二二二八三)
(51) 年欠(康正三年) 十一月三日蒲御厨代官石田義賢書状(東大寺文書、【静】二二二三三)
(52) 年欠十二月十七日弥太郎書状(東大寺文書、【静】二二二三三五)
(53) 東大寺文書、【静】二二二九七
(54) 東大寺文書、【静】二二二六一
(55) 東大寺文書、【静】二二二四〇
(56) 註(35)に同じ
(57) 東大寺文書、【静】二二二三三
(58) 氏信・金平連署奉書案(東大寺文書、【静】二二二三三)
(59) 東大寺文書、【静】二二二三五
(60) 東大寺文書、【静】二二二三六
(61) 大山喬平註(29) 論文
(62) 東大寺文書、【静】二二二三七
- (63) 大山喬平「戦国大名領下の荘園所領——遠江国浜名神戸大福寺——」(『小葉田淳教授退官記念国史論集』所収、一九七〇年)
(64) 勝俣鎮夫「戦国大名今川氏検地の一事例」(『戦国法成立史論』所収、初出一九七五年)
(65) 有光友学「戦国大名今川氏の研究」第二章第五節「天文十三年「大福寺領注進状案」の性格」、本多隆成「遠州大福寺領の「代」と加地子得分」(『歴史評論』四九四号、一九九一年)、白井進「戦国大名今川氏領国化における荘園所領——大福寺文書を事例として——」(『武田氏研究』一四号、一九九五年)など。
(66) 大福寺文書(【静】三一七三八)、なお大福寺文書については写真版を参照した。
(67) 大福寺文書(【静】二二一八三)
(68) 大福寺文書(【静】二二二七六)
(69) 大福寺文書(【静】二二二六七)
(70) 大福寺文書(【静】二二二五一六)
(71) 大福寺文書(【静】二二二六二)
(72) 註(67)に同じ
(73) 大福寺文書(【静】二二一三三)
(74) 大福寺文書(【静】二二二六一五)
(75) 大福寺文書(【静】二二一七〇)
(76) 大福寺文書(【静】二二一七六九)
(77) 「静岡県の地名」(日本歴史地名大系22、平凡社) 参照
(78) 註(70)に同じ
(79) 大福寺文書(【静】二二二五四五)
(80) 大福寺文書(【静】三一三三九)
(81) 大福寺文書(【静】二二四九九)
(82) 大福寺不動堂建立記(大福寺文書、【静岡県史料第五輯』所収)
(83) 蘭部寿樹「日本中世村落内身分の研究」第三章「中世後期村落における乙名・村人身分」参照
(84) 大福寺文書(【静】二二二〇〇)
(85) 大福寺文書(【静】二二二〇〇)
(86) 大福寺文書(【静】二二二六一五)
(87) 註(82)に同じ
(88) 宮司吉書(【静】三一三三三)
(89) 惣官家日記(【静】三一二六五五)

- (90) 大福寺文書〔静〕三一―三九
- (91) 明徳二年十二月十三日良秀田地寄進状（大福寺文書、〔静〕二―一―三三四）
- (92) 永正七年極月十二日岡本信久寄進状（大福寺文書、〔静〕三―五三二）
- (93) 註（5）伊藤俊一論文
- (94) 佐々木潤之介『幕藩制国家論』Ⅱ章「兵農分離の過程」で「社会的権力」概念が指定されている（東京大学出版会、一九八四年）。在地荘官層を「社会的権力」として指定するためには、本文で指摘した事柄とともに、村落に対する強制力発動の側面を説明しなければならない。
- (95) 榎原雅治『日本中世地域社会の構造』第一部第一章「十五世紀東寺領矢野荘の荘官層と村」（二〇〇〇年、校倉書房）、初出は一九八五年。
- (96) 康正二・三年における諸公文等による蒲御厨用水開発計画など。ただこの開発計画を画期的なものとするか、中世を通じてくりかえされたものとするか、大山喬平前掲註（29）論文も注意しているが、慎重な検討が必要であろう。

（筑波大学歴史・人類学系、国立歴史民俗博物館共同研究員）

（二〇〇二年六月七日受理、二〇〇二年一〇月四日審査終了）

Chigyo System of the Tokai Shoen in the Muromachi Period

YAMAMOTO Takashi

Shoen in the Muromachi period are often treated as where the zaichi ryoshu system developed, but there has been virtually no research pursuing the peculiar approach to shoen control in this period as an independent topic. To make up for that deficiency, this paper looks at the shoen and mikuriya in Tôtoumi province around Lake Hamana, thinking about the form taken by the shokan (zaichi shokan, resident managers) who work under the nengu ukeoi daikan system (the official contracted to collect annual tributes), and who are in contact with the villages and sakunin workers. It attempts to resolve the issue of how they provided support for the shoen system in this period. From about the middle of the 15th Century through the second half of the Century, shoen *honnengu* was collected, and the zaichi shokan, who was the main collector, was very active. In the Kaba-no-mikuriya, wealth was accumulated by powerful local people being involved in trade, based on kumon-shiki scribes, which put them in opposition to the shugo-hikan who tried to negate such activity. In the Daifukuji ryo, the status of the right to collect annual tributes tended to concentrate in the local powerful people. As part of their adjustment of the overall level of load including the shoen honnengu and the levies imposed by the shugo, which were on an increasing trend, the level where the shokanshiki were concentrated represented the interests of the villager side, but at the same time increasingly maintained a certain degree of proximity to the kokujin and shugokata, gradually moving away from the villages and forming their own independent power in society. The Tokai shoen in the Muromachi period continued to exist in this form, bearing the burden of both the honnengu and the levies imposed by the *shugokata*.